

審 査 基 準

平成 26 年 3 月 4 日作成

法 令 名：公益信託ニ関スル法律
根 抱 条 項：第 2 条第 1 項
処 分 の 概 要：公益信託の引受けの許可
原権者（委任先）：奈良県知事
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令第 1 条第 1 項（都道府県知事等による事務の処理）</p> <p>内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第 29 条（都道府県公安委員会の補佐）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>公益信託の引受け許可審査基準等について（平成 6 年 9 月 13 日公益法人等指導監督連絡会議決定。別添のとおり。）</p>
標 準 处 理 期 間：1 月
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、法人の目的とする事務を所管する警察本部の課に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先：警務部総合企画課法制係（電話 0742-23-0110）
<p>備 考：</p> <p>受益の範囲が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係公益信託に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。</p>

審 査 基 準

平成 26 年 3 月 4 日作成

法 令 名：公益信託ニ関スル法律
根 抱 条 項：第 6 条
処 分 の 概 要：公益信託の変更等の許可
原権者（委任先）：奈良県知事
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令第 1 条第 1 項（都道府県知事等による事務の処理）</p> <p>内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第 29 条（都道府県公安委員会の補佐）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>公益信託の引受け許可審査基準等について（平成 6 年 9 月 13 日公益法人等指導監督連絡会議決定。別添のとおり。）</p>
標 準 処 理 期 間：1 月
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、法人の目的とする事務を所管する警察本部の課に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先：警務部総合企画課法制係（電話 0742-23-0110）
<p>備 考：</p> <p>受益の範囲が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係公益信託に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。</p>